

第二十二号議案

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区プールの基準に関する条例（昭和五十年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は同法第三百三十四条」を「若しくは同法第三百三十四条第一項」に改め、「各種学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「もつぱら」を「専ら」に、「又は学生」を「若しくは学生又は幼保連携型認定こども園の園児」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「貯水槽」を「貯水槽」に、「オーバードリ溝」を「オーバードリ溝」に改め、同項第二号及び第三号中「滑止め」を「滑り止め」に改め、同項第八号中「麻なわ」を「麻縄」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平

成十八年法律第七十七号)の改正に伴い、届出によりプールを経営することができ、施設に、幼保連携型認定こども園を加えるほか、規定を整備する必要がある。ので、本案を提出いたします。